

別紙2 レコード内容及び作成要領

1 漢字を使用する場合

(1) 総括レコード

項番	項目名	表現形式	項目長		位置	記録要領
			PIC	REAL		
1	支払調書等の種類	C	3	3	1	「315」を記録する。
2	レコード区分	C	1	1	4	「A」を記録する。
3	カナ・漢字区分	C	1	1	5	漢字を使用する場合には「1」、漢字を使用しない場合には「0」を記録する。
4	整理番号1	C	10	10	6	税務署から連絡されている「整理番号1（10桁の数字）」を記録する（ブランクとしても差し支えない。）。
5	本支店等区分番号	C	5	5	16	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。
6	提出義務者の住所（居所）又は所在地	K	60	120	21	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。
7	提出義務者の氏名又は名称	K	30	60	141	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
8	提出義務者の電話番号	C	15	15	201	提出義務者の電話番号を記録する。 （例）「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
9	整理番号2	C	13	13	216	税務署から連絡されている「整理番号2（13桁の数字）」を記録する（ブランクとしても差し支えない。）。
10	提出者の住所（居所）又は所在地	K	60	120	229	ブランクとする。
11	提出者の氏名又は名称	K	30	60	349	ブランクとする。
12	提出先市町村コード	C	6	6	409	該当の全国地方公共団体コードを記録する。
13	指定番号	C	12	12	415	提出先市町村の指定した番号を記録する。 なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなったこと等により前年度の指定番号がない場合には、ブランクとする。
14	提出義務者の個人番号又は法人番号	Z	13	13	427	提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。

項番	項目名	表現形式	項目長		位置	記録要領
			PIC	REAL		
15	ダミー	C	2561	2561	440	ブランクとする。

(2) 受給者レコード

項番	項目名		表現形式	項目長		位置	記録要領
				PIC	REAL		
1	法定資料の種類		C	3	3	1	「315」を記録する。
2	レコード区分		C	1	1	4	「B」を記録する。
3	カナ・漢字区分		C	1	1	5	総括レコードの「カナ・漢字区分」と同一の内容を記録する。
4	整理番号1		C	10	10	6	総括レコードの「整理番号1」と同一の内容を記録する。
5	本支店等区分番号		C	5	5	16	総括レコードの「本支店等区分番号」と同一の内容を記録する。
6	訂正表示		C	1	1	21	提出済みの誤りレコードを訂正(取消しを含む。)するためのレコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。
7	年分		C	2	2	22	支払の年を和暦で記録する。 なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。
8	支払を受ける者	住所又は居所	K	60	120	24	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
9		国外住所表示	C	1	1	144	支払を受ける場合の住所又は居所が国外である場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。
10		氏名	K	30	60	145	支払を受ける者の氏名を記録する。
11		役職名	K	15	30	205	書面による場合の記載に準じて記録する。
12	種別		K	10	20	235	書面による場合の記載に準じて記録する。
13	支払金額		Z	10	10	255	書面による場合の記載に準じて記録する。(注) 未払金額を含む。
14	未払金額		Z	10	10	265	書面による場合の記載に準じて記録する。
15	給与所得控除後の給与等の金額		Z	10	10	275	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	所得控除の額の合計額		Z	10	10	285	書面による場合の記載に準じて記録する。
17	源泉徴収税額		Z	10	10	295	書面による場合の記載に準じて記録する。(注) 未徴収税額を含む。
18	未徴収税額		Z	10	10	305	書面による場合の記載に準じて記録する。

項番	項目名			表現形式	項目長		位置	記録要領
					PIC	REAL		
19	(源泉) 控除対象配偶者の有無			C	1	1	315	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
20	老人控除対象配偶者			C	1	1	316	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合にはブランクとする。
21	配偶者（特別）控除の額			Z	10	10	317	書面による場合の記載に準じて記録する。
22	控除対象扶養親族の数	特定	主	Z	2	2	327	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
23			従	Z	2	2	329	
24		老人	主	Z	2	2	331	
25			上の内訳	Z	2	2	333	
26			従	Z	2	2	335	
27		その他	主	Z	2	2	337	
28			従	Z	2	2	339	
29	障害者の数	特別障害者		Z	2	2	341	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
30		上の内訳		Z	2	2	343	
31		その他		Z	2	2	345	
32	社会保険料等の金額			Z	10	10	347	書面による場合の記載に準じて記録する。
33	上の内訳			Z	10	10	357	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
34	生命保険料の控除額			Z	10	10	367	書面による場合の記載に準じて記録する。
35	地震保険料の控除額			Z	10	10	377	書面による場合の記載に準じて記録する。
36	住宅借入金等特別控除額			Z	10	10	387	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	旧個人年金保険料の金額			Z	10	10	397	書面による場合の記載に準じて記録する。
38	配偶者の合計所得			Z	10	10	407	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	旧長期損害保険料の金額			Z	10	10	417	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	受給者の生年月日	元号		C	1	1	427	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、
41		年		Z	2	2	428	

項番	項目名		表現形式	項目長		位置	記録要領
				PIC	REAL		
42		月	Z	2	2	430	令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年9月30日 → 5, 01, 09, 30」
43		日	Z	2	2	432	
44	夫あり		C	1	1	434	ブランクとする。
45	未成年者		C	1	1	435	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
46	乙欄適用		C	1	1	436	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
47	本人が	特別障害者	C	1	1	437	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
48		その他の障害者	C	1	1	438	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
49	老年者		C	1	1	439	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	寡婦		C	1	1	440	特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
51	寡夫		C	1	1	441	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52	勤労学生		C	1	1	442	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	死亡退職		C	1	1	443	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
54	災害者		C	1	1	444	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
55	外国人		C	1	1	445	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	中途就・退職	中途就職・退職区分	C	1	1	446	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「平成28年9月30日 → 28, 09, 30」
57		年	Z	2	2	447	
58		月	Z	2	2	449	
59		日	Z	2	2	451	
60	他の支払者	住所又は所在地	K	60	120	453	他の支払者の住所又は所在地を記録する。
61		国外住所表示	C	1	1	573	他の支払者の住所又は所在地が国外である場合は「1」、その他の場合は「0」を記録する。
62		氏名又は名称	K	30	60	574	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
63	他の支払者分	給与等の金額	Z	10	10	634	書面による場合の記載に準じて記録する。
64		徴収した金額	Z	10	10	644	書面による場合の記載に準じて記録する。
65		控除した社会保険料の金額	Z	10	10	654	書面による場合の記載に準じて記録する。
66	災害者に係る徴収猶予税額		Z	10	10	664	書面による場合の記載に準じて記録する。

項番	項目名		表現形式	項目長		位置	記録要領
				PIC	REAL		
67	他の支払者のもとを退職した年月日	年	Z	2	2	674	書面による場合の記載に準じて記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」
68		月	Z	2	2	676	
69		日	Z	2	2	678	
70	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)	年	Z	2	2	680	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」
71		月	Z	2	2	682	
72		日	Z	2	2	684	
73	住宅借入金等特別控除適用数		Z	1	1	686	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用がある場合は「2」を記録する。
74	住宅借入金等特別控除可能額		Z	10	10	687	書面による場合の記載に準じて記録する。
75	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		Z	2	2	697	住宅の購入・増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 また、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録する。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。

項番	項目名		表現形式	項目長		位置	記録要領
				PIC	REAL		
76	住宅借入金等の額（1回目）		Z	8	8	699	租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録する。
77	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（2回目）	年	Z	2	2	707	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 （例）「平成28年9月30日 → 28,09,30」
78		月	Z	2	2	709	
79		日	Z	2	2	711	
80	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		Z	2	2	713	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 また、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録する。

項番	項目名	表現形式	項目長		位置	記録要領
			PIC	REAL		
81	住宅借入金等の額（2回目）	Z	8	8	715	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
82	摘要	K	65	130	723	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。
83	新生命保険料の金額	Z	10	10	853	書面による場合の記載に準じて記録する。
84	旧生命保険料の金額	Z	10	10	863	書面による場合の記載に準じて記録する。
85	介護医療保険料の金額	Z	10	10	873	書面による場合の記載に準じて記録する。
86	新個人年金保険料の金額	Z	10	10	883	書面による場合の記載に準じて記録する。
87	16歳未満扶養親族の数	Z	2	2	893	16歳未満の扶養親族の数を記録する。
88	国民年金保険料等の金額	C	10	10	895	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	非居住者である親族の数	C	2	2	905	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	提出義務者の個人番号又は法人番号	Z	13	13	907	提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録する。 なお、個人番号の場合は、前ゼロを付加して「0123456789012」のように記録する。 （例）「123456789012」 → 「0123456789012」 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
91	支払を受ける者の個人番号	Z	12	12	920	支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。

項番	項目名		表現形式	項目長		位置	記録要領
				PIC	REAL		
92	(源泉・特別) 控除対象配偶者	フリガナ	K	30	60	932	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録する。
93		氏名	K	30	60	992	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録する。
94		区分	Z	2	2	1052	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
95		個人番号	Z	12	12	1054	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成 27 年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
96	控除対象扶養親族(1)	フリガナ	K	30	60	1066	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
97		氏名	K	30	60	1126	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
98		区分	Z	2	2	1186	控除対象扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99		個人番号	Z	12	12	1188	控除対象扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成 27 年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
100	控除対象扶養親族(2)	フリガナ	K	30	60	1200	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
101		氏名	K	30	60	1260	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。
102		区分	Z	2	2	1320	控除対象扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
103		個人番号	Z	12	12	1322	控除対象扶養親族(2)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成 27 年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
104	控除対象扶養親族(3)	フリガナ	K	30	60	1334	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
105		氏名	K	30	60	1394	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。
106		区分	Z	2	2	1454	控除対象扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。

項番	項目名		表現形式	項目長		位置	記録要領
				PIC	REAL		
107		個人番号	Z	12	12	1456	控除対象扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
108	控除対象扶養親族(4)	フリガナ	K	30	60	1468	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
109		氏名	K	30	60	1528	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。
110		区分	Z	2	2	1588	控除対象扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
111		個人番号	Z	12	12	1590	控除対象扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
112	16歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	K	30	60	1602	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
113		氏名	K	30	60	1662	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
114		区分	Z	2	2	1722	16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
115		個人番号	Z	12	12	1724	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
116	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	K	30	60	1736	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
117		氏名	K	30	60	1796	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
118		区分	Z	2	2	1856	16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119		個人番号	Z	12	12	1858	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
120	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	K	30	60	1870	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
121		氏名	K	30	60	1930	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
122		区分	Z	2	2	1990	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
123		個人番号	Z	12	12	1992	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
124	16歳未満の扶養	フリガナ	K	30	60	2004	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。

項番	項目名		表現形式	項目長		位置	記録要領
				PIC	REAL		
125	親族(4)	氏名	K	30	60	2064	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
126		区分	Z	2	2	2124	16 歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
127		個人番号	Z	12	12	2126	16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成27年分以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。
128	5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号		K	100	200	2138	書面による場合の記載に準じて記録する。
129	5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号		K	100	200	2338	書面による場合の記載に準じて記録する。
130	普通徴収		C	1	1	2538	該当する場合には「1」を記録し、該当しない場合には空白とする。
131	青色専従者		C	1	1	2539	該当する場合には「1」を記録し、該当しない場合には空白とする。
132	条約免除		C	1	1	2540	該当する場合には「1」を記録し、該当しない場合には空白とする。
133	支払を受ける者のフリガナ		C	60	60	2541	支払を受ける者のフリガナを記録する。
34	受給者番号		C	25	25	2601	支払者(特別徴収義務者)において支払を受ける者に付設した番号を記録する。
135	提出先市町村コード		C	6	6	2626	総括レコードの「提出先市町村コード」と同一の内容を記録する。
136	指定番号		C	12	12	2632	総括レコードの「指定番号」と同一の内容を記録する。
137	ダミー		C	357	357	2644	空白とする。

(3) 合計レコード

項番	項目名	表現形式	項目長		位置	記録要領
			PIC	REAL		
1	法定資料の種類	C	3	3	1	「315」を記録する。
2	レコード区分	C	1	1	4	「C」を記録する。
3	カナ・漢字区分	C	1	1	5	総括レコードの「カナ・漢字区分」と同一の内容を記録する。
4	整理番号1	C	10	10	6	総括レコードの「整理番号1」と同一の内容を記録する。
5	本支店等区分番号	C	5	5	16	総括レコードの「本支店等区分番号」と同一の番号を記録する。

項番	項目名		表現形式	項目長		位置	記録要領
				PIC	REAL		
6	合計	件数	Z	8	8	21	項目番号1～5が同一の内容の受取人等レコードのレコード数の合計を記録する。ただし、受取人等レコードの訂正表示（項目番号「6」）が「1」のレコードは含めない。
7		支払金額	Z	14	14	29	項目番号1～5が同一の内容の受取人等レコードの支払金額の合計額を記録する。
8		未払金額	Z	14	14	43	項目番号1～5が同一の内容の受取人等レコードの未払金額の合計額を記録する。
9		源泉徴収税額	Z	14	14	57	項目番号1～5が同一の内容の受取人等レコードの源泉徴収税額の合計額を記録する。
10	提出先市町村コード		C	6	6	71	総括レコードの「提出先市町村コード」と同一の内容を記録する。
11	指定番号		C	12	12	77	総括レコードの「指定番号」と同一の内容を記録する。
12	提出義務者の個人番号又は法人番号		Z	13	13	89	総括レコードの「提出義務者の個人番号又は法人番号」と同一の内容を記録する。
13	ダミー		C	2899	2899	102	ブランクとする。

2 漢字を使用しない場合（漢字を使用しない場合の変更点）

(1) 総括レコード

項番	項目名	表現形式	PIC	REAL	位置
6	提出義務者の住所（居所）又は所在地	K	60	120	21
7	提出義務者の氏名又は名称	K	30	60	141
10	提出者の住所（居所）又は所在地	K	60	120	229
11	提出者の氏名又は名称	K	30	60	349



項番	項目名	表現形式	PIC	REAL	位置
6	提出義務者の住所（居所）又は所在地	C	60	60	21
	ダミー	C	60	60	81
7	提出義務者の氏名又は名称	C	30	30	141
	ダミー	C	30	30	171
10	提出者の住所（居所）又は所在地	C	60	60	229
	ダミー	C	60	60	289
11	提出者の氏名又は名称	C	30	30	349
	ダミー	C	30	30	379

(2) 受給者レコード

項番	項目名		表現形式	PIC	REAL	位置
8	支払を受ける者	住所又は居所	K	60	120	24
10		氏名	K	30	60	145
11		役職名	K	15	30	205
12	種別		K	10	20	235
60	他の支払者	住所(居所)又は所在地	K	60	120	453
62		氏名又は名称	K	30	60	574
82	摘要		K	65	130	723
92	(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	K	30	60	932
93		氏名	K	30	60	992
96	控除対象扶養親族(1)	フリガナ	K	30	60	1066
97		氏名	K	30	60	1126
100	控除対象扶養親族(2)	フリガナ	K	30	60	1200
101		氏名	K	30	60	1260
104	控除対象扶養親族(3)	フリガナ	K	30	60	1334
105		氏名	K	30	60	1394
108	控除対象扶養親族(4)	フリガナ	K	30	60	1468
109		氏名	K	30	60	1528
112	16歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	K	30	60	1602
113		氏名	K	30	60	1662
116	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	K	30	60	1736
117		氏名	K	30	60	1796
120	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	K	30	60	1870
121		氏名	K	30	60	1930
124	16歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	K	30	60	2004
125		氏名	K	30	60	2064
128	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号		K	100	200	2138
129	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		K	100	200	2338



項番	項目名		表現形式	PIC	REAL	位置
8	支払を受ける者	住所又は居所	C	60	60	24
		ダミー	C	60	60	84
10		氏名	C	30	30	145
		ダミー	C	30	30	175
11		役職名	C	15	15	205
		ダミー	C	15	15	220
12	種別		C	10	10	235
		ダミー	C	10	10	245
60	他の支払者	住所（居所）又は所在地	C	60	60	453
		ダミー	C	60	60	513
62		氏名又は名称	C	30	30	574
		ダミー	C	30	30	604
82	摘要		C	65	65	723
		ダミー	C	65	65	788
92	(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	C	30	30	932
		ダミー	C	30	30	962
93		氏名	C	30	30	992
		ダミー	C	30	30	1022
96	控除対象扶養親族（1）	フリガナ	C	30	30	1066
		ダミー	C	30	30	1096
97		氏名	C	30	30	1126
		ダミー	C	30	30	1156
100	控除対象扶養親族（2）	フリガナ	C	30	30	1200
		ダミー	C	30	30	1230
101		氏名	C	30	30	1260

項番	項目名		表現形式	PIC	REAL	位置
		ダミー	C	30	30	1290
104	控除対象扶養 親族 (3)	フリガナ	C	30	30	1334
		ダミー	C	30	30	1364
105		氏名	C	30	30	1394
		ダミー	C	30	30	1424
108	控除対象扶養 親族 (4)	フリガナ	C	30	30	1468
		ダミー	C	30	30	1498
109		氏名	C	30	30	1528
		ダミー	C	30	30	1558
112	16 歳未満の扶 養親族 (1)	フリガナ	C	30	30	1602
		ダミー	C	30	30	1632
113		氏名	C	30	30	1662
		ダミー	C	30	30	1692
116	16 歳未満の扶 養親族 (2)	フリガナ	C	30	30	1736
		ダミー	C	30	30	1766
117		氏名	C	30	30	1796
		ダミー	C	30	30	1826
120	16 歳未満の扶 養親族 (3)	フリガナ	C	30	30	1870
		ダミー	C	30	30	1900
121		氏名	C	30	30	1930
		ダミー	C	30	30	1960
124	16 歳未満の扶 養親族 (4)	フリガナ	C	30	30	2004
		ダミー	C	30	30	2034
125		氏名	C	30	30	2064
		ダミー	C	30	30	2094
128	5 人目以降の控除対象扶養親族 の個人番号		C	100	100	2138
		ダミー	C	100	100	2238
129	5 人目以降の 16 歳未満の扶養 親族の個人番号		C	100	100	2338
		ダミー	C	100	100	2438

3 各項目の記録に当たっての留意事項

(1) レコード内容における「表現形式」の「C」、「K」及び「Z」並びに「項目長」の「PIC」及び「REAL」のそれぞれの意味及び作成要領

- ① 「C」は、1バイト表示の文字（カナ、英数字、記号）を示し、前づめ（後ブランク）で作成する。なお、該当する項目がない場合には、すべてのけたをブランクとする。
- ② 「K」は、2バイト表示の文字を示し、前づめ（後ブランク）で作成する。なお、該当する項目がない場合には、すべてのけたをブランク（漢字コード）とする。
- ③ 「Z」は、1バイト表示の数字（正の整数）を示し、後づめ（前ゼロ）で作成する。なお、該当する項目がない場合には、すべてのけたをゼロとする。
- ④ 「PIC」は、文字数又はけた数を示す。
- ⑤ 「REAL」は、バイト数を示す。

(2) 住所（居所）又は所在地について

- ① 原則として都道府県名から連続して記録する。ただし、都道府県名については省略して差し支えない。
- ② 漢字と仮名を併用して記録しない。ただし、正式な住所表示に仮名が含まれている場合については、この限りではない。

＜例＞ × 杉並区シモイグサ 2-1-5
× 杉並区しもいぐさ 2-1-5
○ 八王子市めじろ台 1-3
(注)「八王子市めじろ台」は正式な住所表示である。

- ③ ～県、～市、～村等の「県」、「市」、「村」等の文字については、省略又は句点等による記録はしない。

＜例＞ ○ 埼玉県川口市飯塚 1-4
× 埼玉、川口、飯塚、1-4
× 埼玉・川口・飯塚・1-4

- ④ 都道府県、市区町村、字等の区切りは不要であるが、ブランクによる区切りはあっても差し支えない。ただし、この場合のブランクは1文字だけとする。

＜例＞ ○ 埼玉県川口市飯塚 1-4
○ 埼玉県 川口市 飯塚 1-4
× 埼玉県 川口市 飯塚 1-4
× 埼玉県、川口市、飯塚、1-4

- ⑤ 住所の記載に当たって通常使用されている記号（「-」、「ー」、「～」、「・」等）を使用している場合には、「丁目」、「番地」、「号」等の文字に変換する必要はない。

＜例＞ ○ 杉並区下井草 2丁目 1-5
○ 杉並区下井草 2-1-5
○ 杉並区下井草 2～1～5

⑥ 様方、気付については、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

⑦ 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称について

① 個人の姓と名の区切りは不要であるが、ブランクによる区切りはあっても差し支えない。ただし、この場合のブランクは1文字分だけとする。

② 個人名については、肩書等は記録しない。

〈例〉	×	税理士	総務	太郎
	×	設計士	地方	一郎

③ 個人名と法人名については、アルファベットによる記録はしない。ただし、「国外住所表示」が「1（国外）」のものは除く。

④ 法人名を記録する場合には、法人の代表者名は記録しない。

⑤ 法人の組織名については、次の略称を使用しても差し支えないが、この場合には必ずカッコ（「(」又は「)」）を付す。

〈例〉	○	(株) 地方産業、(株) 地方産業、地方物産 (株)、地方物産 (株)
	×	(株地方産業、地方物産株)
	×	株 地方産業、地方物産 株
	×	株／地方産業、株＊地方産業、地方物産・株

組織名	略 称	
	漢字	カナ
株式会社	株、KK	カ、カブ
有限会社	有、UK	ユ、ユウ
合資会社	資	シ
合名会社	名	メ、メイ
医療法人	医	イ
協同組合	協	キョウ
農業協同組合	農	ノウ
漁業協同組合	漁	ギョ

組織名	略 称	
	漢字	カナ
企業組合	企、企業	キ、キギョウ
組合連合会	組連	クミレン
財団法人	財	ザイ
社団法人	社	シャ
社会福祉法人	福	フク
宗教法人	宗	シュウ
学校法人	学	ガク

(4) 外字等の取扱いについて

漢字を使用する場合の J I S 制定外の漢字、仮名、記号等（以下「外字」という。）及び半角文字については、それぞれ次の区分により取り扱う。

① 半角文字のカナ・英数字・記号等、丸付の数字、かっこ付の漢字等については、J I S 制定内の文字に変換を行う。

〈例〉	ア	—	ア
	1	—	1
	(株)	—	(株) …… (注) 3文字に変換
	⑩	—	10

- ② 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として仮名で記録することとする。
- ③ 外字がいわゆる異体字又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものについては、それぞれ変換を行う。

〈例〉	徳	—	徳
	齋	—	斉

(5) 提出済みの受給者レコードの訂正又は取消しの方法

提出済みの受給者レコードの訂正又は取消しを行う場合には、次により受給者レコードを作成する。

- ① 誤った受給者レコードと同一内容の受給者レコードを作成し、そのレコードの「訂正表示」に「1」を記録する。この場合、合計レコードの「合計」には、受給者レコードの「訂正表示」に「1」を記録したものの件数、金額等は含めない。
- ② 正しい内容の受給者レコードを作成し、そのレコードの「訂正表示」には「0」を記録する。ただし、取消しの場合には、このレコードの作成は不要である。